

第11回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項
主要な事業内容
主要な営業所
従業員の状況
主要な借入先の状況
その他企業集団の現況に関する重要な事項
2. 会社の現況
新株予約権等の状況
会計監査人の状況
3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用
状況
4. 会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査役会の監査報告

第11期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

株式会社INFORICH

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 企業集団の現況に関する事項

主要な事業内容（2025年12月31日現在）

当連結会計年度より、報告セグメントを「CHARGESPOT事業」の単一セグメントから、「CHARGESPOT国内事業」、「CHARGESPOT海外事業」「プラットフォーム事業」の3セグメントに変更しております。

事業	内容
CHARGESPOT国内事業	どこでも借りられて、どこでも返せるをコンセプトに展開するモバイルバッテリーのシェアリングサービス「CHARGESPOT」の国内での運営
CHARGESPOT海外事業	どこでも借りられて、どこでも返せるをコンセプトに展開するモバイルバッテリーのシェアリングサービス「CHARGESPOT」の海外での運営
プラットフォーム事業	「CHARGESPOT」の設置場所とユーザーを基盤としたマーケティングソリューションの提供や、ベビーケアルーム販売などの「CHARGESPOT」以外のサービスの運営

主要な営業所（2025年12月31日現在）

本	社	東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号
---	---	-------------------

従業員の状況（2025年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
CHARGESPOT国内事業	83（18）名	－（－）
CHARGESPOT海外事業	177（32）名	－（－）
プラットフォーム事業	23（2）名	－（－）
全社（共通）	19（12）名	－（－）
合計	302（64）名	－（－）

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より新しいセグメント区分に変更したため、セグメント別の前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
128 (32) 名	6名 (21名)	37歳	3年

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
CHARGESPOT国内事業	83 (18) 名	— (—)
CHARGESPOT海外事業	4 (—) 名	— (—)
プラットフォーム事業	12 (2) 名	— (—)
全社 (共通)	19 (12) 名	— (—)
合 計	128 (32) 名	— (—)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 直近1年間において、従業員数が6名増加しておりますが、これは主に事業の拡大に伴う人員の増加によるものであります。
2. 当事業年度より新しいセグメント区分に変更したため、セグメント別の前事業年度末比増減は記載しておりません。

主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,018,275千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	960,000
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	791,674
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	459,043

その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年5月1日付で、本社を東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号に移転いたしました。

2. 会社の現況

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44,156千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44,156

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、INFORICH ASIA HOLDINGS LIMITED、INFORICH ASIA HONG KONG LIMITED、殷富利（广州）科技有限公司及びChargeSpot Digital Service Co., Ltd.については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を定める決議をしており、その決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス・リスク管理規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等については定期的に行われるコンプライアンス・リスク管理委員会を通して取締役及び使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - 2 「内部通報制度運用規程」を制定するとともに、当該制度により不正行為等の防止及び早期発見を図る。
 - 3 監査役は「監査役監査基準」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。
 - 4 Internal Audit Departmentは、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款並びに当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役に報告する。
 - 5 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除に関する規程」及び各種マニュアルを制定し、いかなる場合においても金銭その他の経済的利益を提供しないことを社内に周知徹底する。
 - 6 コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社グループにおける不正行為の原因究明、再発防止策の策定および情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて再発防止策の展開等の活動を推進する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
 - 2 またデータ化された機密情報については、当社「機密情報管理規程」、「情報システム管理規程」、「プライバシーポリシー」、「個人情報保護管理規程」及び各種マニュアルに従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1 当社はコーポレートリスクの適切な把握並びに啓蒙を目的として「コンプライアンス・リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づいてCorporate Divisionの担当役員を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を組織する。
 - 2 コンプライアンス・リスク管理委員会は定期的を開催し、当社業務推進上のリスクの把握並びにリスクへの対策を協議し、その結果を必要に応じて社内通知する。
 - 3 コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスクが顕在化した場合には、他の部門や外部の専門家と連携しその原因を究明し、適切な再発防止策を取締役に提言する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1 当社は毎月1回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - 2 当社は取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、国内事案については経営会議、海外事案についてはGlobal Management Meetingを毎週開催し、業務執行に関する意思決定を機動的に行う。
 - 3 当社は「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。

- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 1 関係会社の管理は、当社「関係会社管理規程」に従ってCorporate divisionが統括管理し、各関係部門が連携して行う。同規程に基づき、一定の事項については、当社の取締役会決議を求め、又は取締役会及び関係部門への報告を義務付ける。
 - 2 当社のコンプライアンス・リスク管理委員会ではグループ全体及び個社におけるリスク管理とコンプライアンスについて役員及び役員に準じる者で審議・検討する。
 - 3 当社と子会社は、企業集団として当社グループ共通の価値基準を共有し、一体性を有する。当社のInternal Audit Departmentは、当社が定める「内部監査規程」に基づき、当社のみならずグループ会社も監査対象として内部監査を実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 1 監査役会が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を置く。
 - 2 配置にあたっての使用人の人数、人選等については、監査役の意見を考慮して検討する。
 - 3 当該使用人の異動及び人事考課は、監査役と協議の上、監査役の意見を尊重して行う。
- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 1 監査役職務を補助する使用人は、監査役の指揮・命令に従うものとする。
 - 2 監査役職務を補助する使用人は、監査役会事務局を担当するため、業務執行部門の指揮・命令に服さない使用人を配置する。

⑧ 監査役への報告に関する体制

1 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当グループの役員及び使用人に周知徹底する。

2 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

イ. 当社及び子会社の取締役並びに使用人から監査役への報告に関する手続きを定め、その職務の執行状況について、適時適切に報告する。

ロ. 当社及び子会社の取締役並びに使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

ハ. 当社及び子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

1 監査役と代表取締役との会合、監査役と内部監査責任者との会合、並びに監査役、内部監査責任者及び会計監査人による三者の会合を定期的開催する。

2 監査役から監査役の職務に関する要望があった場合は、適時適切に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会の職務執行

当事業年度において取締役会は15回開催され、取締役及び監査役の出席の下、個別議案の決議及び報告だけでなく、重要な事業戦略や経営方針について議論を行っております。

当社の取締役会は、社外取締役4名を含めた取締役7名で構成されておりますが、十分な審議時間を確保することで、社外取締役も含めた活発で実質的な審議が行われております。

② コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会を開催するとともに、法令順守に関して周知徹底を図っております。

③ 内部監査の実施

当社は、Internal Audit Departmentによる内部監査を実施しており、当該結果については、取締役会、代表取締役及び監査役会に報告され、後日改善状況の確認を行っております。Internal Audit Departmentは、監査役と定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について情報共有することで連携を図っております。

④ 監査役の監査

監査役は監査役会で定めた監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との面談及び従業員への質問等により、取締役の業務執行についての監査を実施しました。当事業年度において監査役会は15回開催され、監査役相互に実施した監査の状況について情報共有したほか、Internal Audit Departmentとの連携により監査の効率性と実効性の向上に努めております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者は安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収への対抗措置は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化に注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

(注) 本招集ご通知に記載のCHARGESPOTは株式会社INFORICHの登録商標です。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	37,376	2,761,118	2,826,047	△430	5,624,112
当連結会計年度変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	194,037	194,037			388,075
親会社株主に帰属する当期純利益			1,779,842		1,779,842
連結子会社株式の追加取得による持分の増減		△52,854			△52,854
自己株式の取得				△106	△106
減 資	△215,893	215,893			-
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	△21,855	357,076	1,779,842	△106	2,114,956
当連結会計年度末残高	15,520	3,118,195	4,605,889	△537	7,739,068

	その他の包括利益累計額		新株予約権	株式引受権	非支配株主 持 分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累 計 額 合 計				
当連結会計年度期首残高	△305,496	△305,496	4,572	-	67,386	5,390,574
当連結会計年度変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)						388,075
親会社株主に帰属する当期純利益						1,779,842
連結子会社株式の追加取得による持分の増減						△52,854
自己株式の取得						△106
減 資						-
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	204,181	204,181	△1,353	16,919	△28,659	191,087
当連結会計年度変動額合計	204,181	204,181	△1,353	16,919	△28,659	2,306,044
当連結会計年度末残高	△101,315	△101,315	3,218	16,919	38,726	7,696,618

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 9社
- ・ 主要な連結子会社の名称
INFORICH ASIA HOLDINGS LIMITED
INFORICH ASIA HONG KONG LIMITED
殷富利（广州）科技有限公司
株式会社CHARGESPOT MARKETING
Ezycharge Australasia Pty Ltd
Ezycharge Australia Pty Ltd
ChargeSpot Digital Service Co., Ltd.
INFORICH EUROPE LTD
Trim株式会社

(2) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

当社及び在外子会社

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

国内連結子会社

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～18年

工具、器具及び備品 2年～5年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、商標権及び顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（商標権5年、顧客関連資産5～10年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

- 八. 有給休暇引当金 一部の海外子会社において、将来の休暇につき、従業員が給与を受け取れる権利を行使する可能性が高いと認められる見積り額を計上しております。
- 二. 株式報酬引当金 役員および従業員への将来の当社株式等の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、CHARGESPOT事業として、主にモバイルバッテリーのシェアリングサービスを展開しております。当該サービスは、スマートフォンなどの小型電子機器のユーザーに対して持ち運び可能なバッテリーのレンタルサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、レンタル期間にわたり充足されるものと判断し、レンタル期間にわたり収益を認識しております。

また、フランチャイジー向けにバッテリースタンド及びモバイルバッテリーを販売しており、顧客との販売契約に基づいて販売し検収を受けた時点において履行義務が充足されることから、支配が移転した時点において収益を認識しています。船積み、顧客受領等の検収条件は、顧客との契約によって決定されます。

当社グループは、プラットフォーム事業として、ベビーケアルームを販売しており、顧客との販売契約に基づいて販売し検収を受けた時点において履行義務が充足されることから、支配が移転した時点において収益を認識しています。顧客受領等の検収条件は、顧客との契約によって決定されます。

また、企業向けに広告枠を販売しており、当社のバッテリースタンドのサイネージに広告を掲載する履行義務を負っております。当該履行義務は、広告を掲載する契約期間にわたり充足されるものと判断し、当該期間にわたり収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

定額法を採用しております。償却期間は7～8年としております。

2. 会計方針の変更に関する注記

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕等の適用)

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 株式会社INFORICHの繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	594,776千円
--------	-----------

当連結会計年度594,776千円のうち、568,047千円は当社が計上したものです。詳細は「個別注記表8. 税効果会計に関する注記」をご参照ください。

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループは、繰延税金資産について、将来の収益力に基づく課税所得の発生時期及びその金額に基づき回収可能性を判断したうえで計上しております。課税所得は、取締役会において承認された事業計画を基礎として見積っております。

ロ. 主要な仮定

事業計画に基づく課税所得の見積りにおける主要な仮定は、「CHARGESPOT」の月間アクティブユーザー数等を基礎として算定した売上予測及びバッテリースタンドの設置台数や月間アクティブユーザー数等を基礎として算定した費用予測であります。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である「CHARGESPOT」の月間アクティブユーザー数、バッテリースタンドの設置台数は見積りの不確実性が高く、将来の経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の法人税等調整額の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(2) Trim株式会社に関するのれん及び顧客関連資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	700,396千円
顧客関連資産	111,800

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

連結子会社であるTrim株式会社を取得した際に計上したのれんは、今後の事業活動により期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産および負債の企業結合日時点の時価との差額で算定しており、顧客関連資産は、既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される期待収益の現在価値として算出しております。これらは、その効果が及ぶ期間にわたり償却を行い、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定することとしております。その結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額は減損損失として認識されることとなります。

当連結会計年度末において、取得時の事業計画から乖離が生じたことから減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否を検討しております。検討の結果、当連結会計年度に策定した見直し後の事業計画に基づいた同社の事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っているため、減損損失の認識は不要と判断しております。

ロ. 主要な仮定

のれん及び顧客関連資産の測定の基礎となる顧客関係に係る将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、同社が販売する完全個室型ベビーケアルーム「mamaro」の新規設置台数及び仕入原価であります。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である新規設置台数及び仕入原価は見積りの不確実性が高く、将来の経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	4,500,000千円
借入実行残高	2,060,000千円
差引額	2,440,000千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 9,820,645株

(2) 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る株式の種類及び数

普通株式 6,277株

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 848,480株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については第三者割当増資及び銀行等金融機関からの借入による方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日であります。一部の外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、グループの債権リスク管理基準に基づき、取引先ごとの残高及び期日の管理を行うとともに、業態悪化による回収懸念の早期把握や軽減に努める体制を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払い金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。また、為替リスクは、通貨別・月別に把握することで管理しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「未収入金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」は、現金及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 破産更生債権等 貸倒引当金 (*1)	37,617千円 △35,853	千円	千円
	1,764	1,764	—
② 長期借入金(*2)	4,365,250	4,346,470	△18,780
③ リース債務(*3)	2,199,181	2,203,054	3,873

(*1) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(*3) リース債務（流動）はリース債務に含めております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	10,960,732	—	—	—
売掛金及び契約資産	317,138	—	—	—
未収入金	1,025,747	—	—	—
合計	12,303,617	—	—	—

(注) 2. 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	2,209,999	—	—	—	—	—
長期借入金	1,008,377	1,070,839	676,390	597,629	588,848	423,167
リース債務	1,124,648	703,938	211,164	116,600	40,927	1,901
合計	4,343,024	1,774,777	887,554	714,229	629,775	425,069

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	－千円	－千円	1,764千円	1,764千円
長期借入金	－	4,346,470	－	4,346,470
リース債務	－	2,203,054	－	2,203,054

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	CHARGESPOT 国内	CHARGESPOT 海外	プラット フォーム	
サービス別				
モバイルバッテリーシェ アリングサービス	10,072,246	3,193,528	559	13,266,333
その他	245,914	148,250	771,280	1,165,444
顧客との契約から生じ る収益	10,318,160	3,341,778	771,839	14,431,778
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	10,318,160	3,341,778	771,839	14,431,778
地域別				
日本	10,318,160	－	725,406	11,043,567
中国（香港含む）	－	1,412,988	32,801	1,445,789
その他	－	1,928,790	13,630	1,942,420
顧客との契約から生じ る収益	10,318,160	3,341,778	771,839	14,431,778
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	10,318,160	3,341,778	771,839	14,431,778

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ④
収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権	199,893千円	314,828千円
契約資産	－	2,310
契約負債	2,474,835	3,440,663

契約負債は、主にモバイルバッテリーのシェアリングサービスにかかる利用料の前受分に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、44,689千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 777円74銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 182円98銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による企業結合)

当社は、2026年1月7日開催の取締役会において、CHARGESPOT (THAILAND) COMPANY LIMITED (以下、CHARGESPOTタイ社) の発行済株式の49%を取得することを決議し、それに基づき同社を子会社とすることを決定いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：CHARGESPOT (THAILAND) COMPANY LIMITED

事業の内容：タイ国内における「CHARGESPOT」のフランチャイズ運営

(2) 企業結合を行う主な理由

当社は「Bridging Beyond Borders -垣根を越えて、世界をつなぐ-」というミッションのもと、「ロケーション×テクノロジー」の掛け算のパイオニアとして、モバイルバッテリーのシェアリングサービス「CHARGESPOT」を世界9カ国地域で展開しています。

タイでは2019年5月に「CHARGESPOT」の運営を開始し、2022年からはCHARGESPOTタイ社がフランチャイズ方式で運営を行ってきました。2025年9月末時点で1,930台のバッテリースタンドを設置しており、市場シェアは80%以上を占めています。その多くが大手コンビニエンスストアやショッピングモールなどのプラチナロケーションに設置されており、今後の設置台数の増加も予定されています。当社はタイをASEAN内での重要拠点として、引き続き事業拡大に取り組んでいきます。

タイはASEAN経済圏の中心に位置し、ベトナムやカンボジアなどの成長著しい周辺国への「玄関口」としての機能を有しています。国家レベルでデジタル化が推進されており、インターネット普及率は高水準、携帯電話の契約回線数は人口を上回っています。複数台端末の保有や高いキャッシュレス決済比率は、モバイル端末の利用が生活に深く根付いていることを示しており、充電ニーズの高さが想定されます。モバイルバッテリーシェアリング領域でも高い成長余地を有しており、新規ユーザーの流入も継続しています。

また、タイには中国・米国に次ぐ規模で日本企業が進出しており、多くの日系小売・飲食チェーンが存在するとともに、ASEAN最大の日本人コミュニティが形成されています。日本国内で設置している企業のタイ法人を通じた導入も進んでおり、国としてのシナジーが生じています。

当社はCHARGESPOTタイ社との協議を通じ、タイ市場で想定される成長を実現するためには、設備投資及び営業・運営リソースの強化を迅速に進める必要があるとの認識を共有しました。また、現状のフランチャイズ契約の枠組みでは、当社が最適なタイミングと規模で戦略的投資を実行することが困難であるとの課題も明らかになりました。

今回の株式取得は、同社を連結子会社化することで事業運営に直接関与し、戦略的投資を機動的に実行できる体制を構築するとともに、事業運営の効率化・営業体制の強化・調達力の向上等を通じて、事業の収益性改善を加速することを目的としています。CHARGESPOTタイ社は、直近で大手コンビニエンスストアチェーンや主要鉄道路線への設置を実施しているほか、ショッピングモール、大学、観光施設等からの引き合いも増加しており、市場拡大の過渡期に位置しています。今回の連結子会社化を通じて設置を加速し、シェアの獲得を進めるとともに、ユーザー数の増加を目指します。

「CHARGESPOT」はサービスの特徴として、設置密度が向上するとユーザー数が増え、ユーザー数が増えることで売上が向上すると利益率が上昇します。このサイクルを実現するための必要な投資を行う体制を整えることで、中長期的な収益基盤の確立を目指します。

エンターテインメントおよび広告領域においても当社サービスとの親和性は高いと分析しています。タイ発のドラマ・映画・T-POPなどは、アジアを中心に世界的な人気を獲得しており、今後の市場成長が期待されます。当社は2025年7月にタイの芸能事務所 G Grand Production との協業を締結し、「CHARGESPOT」のサイネージ画面や、ファン個人がアーティストへの応援を発信できるプラットフォーム「CheerSPOT」を活用した取り組みを開始しています。今後も、タイをMEDIA事業の重要拠点として位置づけ、事業展開を強化していく予定です。

(3) 企業結合日

2026年第1四半期連結会計期間中を予定

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

現時点では確定しておりません。

(6) 取得した議決権比率

49%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	4,568千円
取得原価		4,568千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(公開買付けの実施)

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、以下のとおり、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO) (注)の一環として行われる株式会社BCJ-102による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)及び新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権の所有者の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、当該取締役会決議は、本公開買付け及びその後の一連の手続により当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

詳細については、2026年2月13日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」をご参照ください。

(注) 「マネジメント・バイアウト (MBO) 」とは、公開買付者が当社の役員である公開買付け (公開買付者が当社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当社の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。) をいいます (東京証券取引所有価証券上場規程第441条をご参照ください。) 。

11. その他の注記

(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

2024年11月8日に行われた当社とTrim株式会社との企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額を見直した結果、前連結会計年度末の連結貸借対照表で暫定的に算定されたのれんの金額は885,470千円から、85,017千円減少し、800,452千円となっております。のれんの減少は、顧客関連資産が128,000千円、繰延税金負債が42,982千円増加したことによるものであります。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	37,376	37,376	3,115,716	3,153,093	2,048,435	2,048,435	△430	5,238,474	
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	194,037	194,037		194,037				388,075	
当 期 純 利 益					2,611,170	2,611,170		2,611,170	
自己株式の取得							△106	△106	
減 資	△215,893	△215,893	431,786	215,893				-	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	△21,855	△21,855	431,786	409,931	2,611,170	2,611,170	△106	2,999,139	
当 期 末 残 高	15,520	15,520	3,547,503	3,563,024	4,659,606	4,659,606	△537	8,237,614	

	新 株 予 約 権	株 式 引 受 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	4,572	-	5,243,046
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)			388,075
当 期 純 利 益			2,611,170
自己株式の取得			△106
減 資			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,353	16,919	15,566
当 期 変 動 額 合 計	△1,353	16,919	3,014,705
当 期 末 残 高	3,218	16,919	8,257,752

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～18年

工具、器具及び備品 2年～5年

② リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 株式報酬引当金

役員及び従業員への将来の当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、CHARGESPOT事業として、主にモバイルバッテリーシェアリングサービスを展開しております。当該サービスは、スマホユーザーに対して持ち運び可能なスマホ充電器のレンタルサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、レンタル期間にわたり充足されるものと判断し、レンタル期間にわたり収益を認識しております。

また、フランチャイジー向けにバッテリースタンド及びモバイルバッテリーを販売しており、顧客との販売契約に基づいて販売し検収を受けた時点において履行義務が充足されることから、支配が移転した時点において収益を認識しています。船積み、顧客受領等の検収条件は、顧客との契約によって決定されます。

当社は、プラットフォーム事業として、企業向けに広告枠を販売しており、当社のバッテリースタンドのサイネージに広告を掲載する履行義務を負っております。当該履行義務は、広告を掲載する契約期間にわたり充足されるものと判断し、当該期間にわたり収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕等の適用)

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 568,047千円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記 (1)株式会社INFORICHの繰延税金資産の回収可能性」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) Trim株式会社の株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 1,042,942千円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当事業年度末の計算書類に計上されている関係会社株式は、Trim株式会社に関するものではありません。

関係会社株式は、市場価格のない株式であり、取得価額にはTrim株式会社の超過収益力が反映されており、取得価額と実質価額を比較し、関係会社株式の減損処理の要否を判断しています。

超過収益力の毀損により実質価額が著しく低下したときは減損処理が必要となります。

ロ. 主要な仮定

主要な仮定については、「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記 (2) Trim株式会社に関するのれん及び顧客関連資産の評価」に記載した内容と同一であります。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である新規設置台数や仕入原価は見積りの不確実性が高く、将来の経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度において関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	4,500,000千円
借入実行残高	2,060,000千円
差引額	2,440,000千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	41,516千円
② 長期金銭債権	620,508千円
③ 短期金銭債務	31,343千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	65,489千円
営業費用	395,597千円
営業取引以外の取引高	777,241千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	152株
------	------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	860,753千円
関係会社株式	410,721千円
投資有価証券	111,973千円
貸倒引当金	72,485千円
減損損失	21,592千円
その他	<u>73,426千円</u>
繰延税金資産小計	<u>1,550,952千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△315,891千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	<u>△624,671千円</u>
評価性引当額小計	<u>△940,563千円</u>
繰延税金資産合計	<u>610,389千円</u>
繰延税金負債	
その他	<u>△42,342千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△42,342千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>568,047千円</u>

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	INFORICH ASIA HOLDINGS LIMITED	所有 直接 100.0%	製品の仕入 資金の貸付 役員の兼任	運転資金の 回収 (注) 2	630,973	関係会社 長期貸付金	230,480
				運転資金の貸 付に伴う受取 利息 (注) 3	78,240	未収利息	78,240
				バッテリース タンド・モバ イルバッテリー の購入等の 立替 (注) 2	-	破産更生 債権等	52,875
子会社	殷富利 (广州) 科技有限公司	所有 間接 100.0%	製品の仕入 製品の開発 役員の兼任	バッテリース タンド・モバ イルバッテリー の購入 (注) 1	2,001,992	建設仮勘定	114,822
						前渡金	146,517
子会社	Ezycharge Australia Pty Ltd	所有 間接 51.0%	製品の売上 資金の貸付 役員の兼任	運転資金の貸 付	251,373	一年内回収 予定の関係会 社 長期貸付金	12,578
				運転資金の 回収	13,452	関係会社 長期貸付金	337,152
				運転資金の貸 付に伴う受取 利息 (注) 3	9,772	未収利息	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引条件は、同社の原価等を勘案して双方協議の上、決定しております。
2. 同社への関係会社長期貸付金及び破産更生債権等に対し、115,318千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、688,808千円の貸倒引当金戻入益を営業外収益に計上しております。
3. 金利は、市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。
4. 上記の取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
役員及び その近親者	児玉 知浩	被所有 直接 1.42%	当社執行役員 副社長 Head of CHARGESPOT	ストックオプションの行使 (注) 1	29,730	-	-
役員及び その近親者	梶 桃郎	被所有 直接 0.33%	当社執行役員 Head of New Business	ストックオプションの行使 (注) 1	45,775	-	-
役員及び その近親者	李 同輝	被所有 直接 0.1%	当社執行役員 Group CTO	ストックオプションの行使 (注) 1	28,000	-	-
役員及び その近親者	播野 純平	被所有 直接 -%	当社執行役員 Head of South East Asia	ストックオプションの行使 (注) 1	14,000	-	-

(注) 2019年3月15日開催の取締役会決議により、付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 838円82銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 268円44銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による企業結合)

「連結注記表 10.重要な後発事象に関する注記 (株式取得による企業結合)」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(公開買付けの実施)

「連結注記表 10.重要な後発事象に関する注記（公開買付けの実施）」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社INFORICH
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 堀井 秀樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鐵 真人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社INFORICHの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社INFORICH及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表「10.重要な後発事象に関する注記（公開買付けの実施）」に記載されているとおり、会社は、2026年2月13日開催の取締役会において、株式会社BCJ-102による会社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、会社の株主及び本新株予約権の所有者に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合は

その内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社 I N F O R I C H
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀井	秀樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鐵	真人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 I N F O R I C H の2025年1月1日から2025年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表「12.重要な後発事象に関する注記（公開買付けの実施）」に記載されているとおり、会社は、2026年2月13日開催の取締役会において、株式会社BCJ-102による会社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、会社の株主及び本新株予約権の所有者に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策

を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月24日

株式会社INFORICH 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 小倉 和宣 ㊟

社外監査役 阿南 剛 ㊟

社外監査役 波多野 佐知子 ㊟

以上